

福岡県芦屋町から 移住支援事業のお知らせです!



県外から芦屋町へ移住し、
移住支援金の要件を満たせば、



2人以上の世帯の場合

1000万円

単身の場合

600万円

支援金が支給されます!

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の子ども1人につき**100万円**の加算があります。

※県外から芦屋町に移住し、芦屋町の定める移住支援金の要件を満たす人に、移住支援金を交付します。

いますぐ、裏面を確認!! →

1 移住支援金の対象となる人

①・②・③の要件を満たし、さらに④のいずれかに該当する必要があります。その他にも要件がありますので、詳しくは二次元コードからウェブサイトを確認してください。

① 移住元に関する要件

- 「④就業・起業に関する要件」に応じた下表の地域に、住民票を移す直前の10年のうち、通算5年以上在住していたこと。
- 「④就業・起業に関する要件」に応じた下表の地域に、住民票を移す直前に連続して1年以上在住していたこと。

④就業・起業に関する要件	地域
a 「福岡県移住・就業マッチングサイト」に掲載された法人への就職の場合	三大都市圏※1
b プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用して就業の場合	
c 人材確保困難職種への就職の場合	福岡県外
d 自営での農林漁業への就業の場合	三大都市圏※1
e テレワークの場合	
f 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合	福岡県外
g 関係人口の場合	東京圏※2
h 起業の場合	三大都市圏※1

※1…東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)、名古屋圏(岐阜県、愛知県及び三重県)、及び大阪圏(京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)

※2…埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

② 移住先に関する要件

- 芦屋町に令和元年10月10日以降に転入したこと。
- 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- 芦屋町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

③ その他の要件

- 過去10年以内に移住支援金を受給していないこと。

④ 就業・起業に関する要件

- a 県が運営する「福岡県移住・就業マッチングサイト」に掲載された法人への就職の場合
就業先が、移住支援金の対象として福岡県がマッチングサイトに掲載している求人であること など

- b プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用して就業の場合
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること など
- c 人材確保困難職種への就職の場合
芦屋町の移住支援金交付要綱別表第1に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所を活用していること など
- d 自営での農林漁業への就業の場合
芦屋町の移住支援金交付要綱別表第2に掲げる人材確保支援策を活用していること など
- e テレワークの場合
所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークで行う(週20時間以上)こと など
- f 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合
過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること など
- g 関係人口の場合(1、2のいずれにも該当していること)
 1. 支給対象の要件(次のいずれかに該当する者)
 - ア 芦屋町に過去1年以上居住し、住民登録していたことがある者
 - イ 転入前3年以内に、芦屋町へふるさと納税を行っている者
 - ウ 転入前に移住支援セミナー等で芦屋町に移住の相談を行っている者
 2. 地域の担い手確保の要件(次のいずれかに該当する者)
 - ア 芦屋港レジャー港化に伴う管理運営機関や飲食・直売施設で働く者
 - イ 海岸線や海を臨む立地に出店した者
 - ウ 創業支援補助金を活用し起業した者
 - エ 空き店舗等活用補助金の新規交付を受けた者
 - オ 農林水産業に就業する者
- h 起業の場合
福岡よかとこ起業支援金の交付決定を受けていること

2 支給金額

2人以上の世帯の場合は **100万円**、単身の場合は **60万円**の支援金を交付します。

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満のこども1人につき**100万円**の加算があります。

【問い合わせ】

芦屋町環境住宅課 住宅係

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL:093-223-3540 FAX:093-223-3927

芦屋町移住支援
事業はこちら!!



移住支援金を
詳しく!!



マッチング
サイトへ!!

